

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	山形県 東根市

東根市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	山形県東根市経済部農林課
所 在 地	山形県東根市中央一丁目 1 番 1 号
電 話 番 号	0237-42-1111
F A X 番 号	0237-43-1151
メールアドレス	nourin@city.higashine.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル イノシシ ニホンジカ ツキノワグマ ハクビシン ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下、「カラス」） スズメ ムクドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山形県東根市内

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

対象鳥獣	被害の現状			
	作物	被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
ニホンザル	果樹	595	10,050	11,308
	合計	595	10,500	11,308
イノシシ	水稲	700	20,000	6,800
	果樹	430	2,050	1,220
	イモ類	40	100	25
	合計	1,170	22,150	8,045
ニホンジカ	合計	0	0	0
ツキノワグマ	果樹	130	2,400	2,030
	合計	130	2,400	2,030
ハクビシン	果樹	1,360	2,070	4,480
	合計	1,360	2,070	4,480
カラス	果樹	11,343	29,619	23,311
	合計	11,343	29,619	23,311
スズメ	水稲	16	1,000	400
	果樹	7,379	19,446	22,586
	合計	7,395	20,446	22,986
ムクドリ	果樹	6,555	17,192	15,817
	合計	6,555	17,192	15,817
合 計		28,548	103,927	87,977

(2) 被害の傾向

1. ニホンザル

- ・ 被害は減少傾向にあったが、中山間地域を中心として近年目撃情報が増えている。
- ・ 人馴れが進み、人身被害の恐れが懸念される。
- ・ 農作物への執着心が強く、被害農地付近の里山に一定期間定住化する傾向が見られる。
- ・ 6月～11月にかけて中山間地域を中心として被害が多く、農業者の生産意欲の低下をまねき、耕作放棄地が増加につながっている。

2. イノシシ

- ・ 個体数が著しく増加しており、東部の中山間地域での被害が拡大しているほか、近年では西部の平野部においても目撃されている。
- ・ 水田において稲の踏み荒らし、果樹地帯においては樹体の掘り返しによる農作物被害が多発している。さらには、掘り返しによる法面等の崩壊や土砂の流入による水路の閉塞など被害は広汎かつ深刻化している。

3. ニホンジカ

- ・ 近年、目撃例や森林被害が増加傾向にあり、農作物被害等の発生が危惧される。

4. ツキノワグマ

- ・ 東部の中山間地域において、オウトウやモモ等の果樹を中心とした樹体及び果実への被害が発生している。
- ・ 近年は集落付近での出没が多発しており、特に令和7年は西部の平野部においても目撃されており、今後農作業への影響及び人畜への危害発生が懸念される。

5. ハクビシン

- ・ 市内全域において、果樹を中心に農作物被害が発生している。

6. カラス・スズメ・ムクドリ

- ・ オウトウやリンゴ等の果樹地帯において被害が多くみられ、主に収穫間近の果実が被害に遭っており、被害は甚大である。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
ニホンザル	被害面積 (a)	595	536
	被害量 (kg)	10,050	9,045
	被害金額 (千円)	11,308	10,178
イノシシ	被害面積 (a)	1,170	1,053
	被害量 (kg)	22,150	19,935
	被害金額 (千円)	8,045	7,241
ニホンジカ	被害面積 (a)	0	0
	被害量 (kg)	0	0
	被害金額 (千円)	0	0
ツキノワグマ	被害面積 (a)	130	117
	被害量 (kg)	2,400	2,280
	被害金額 (千円)	2,030	1,929
ハクビシン	被害面積 (a)	1,360	1,224
	被害量 (kg)	2,070	1,967
	被害金額 (千円)	4,480	4,256
カラス	被害面積 (a)	11,343	10,209
	被害量 (kg)	29,619	28,139
	被害金額 (千円)	23,311	22,146
スズメ	被害面積 (a)	7,395	6,656
	被害量 (kg)	20,446	19,424
	被害金額 (千円)	22,986	21,837
ムクドリ	被害面積 (a)	6,555	5,900
	被害量 (kg)	17,192	16,333
	被害金額 (千円)	15,817	15,027
合 計	被害面積 (a)	28,548	25,695
	被害量 (kg)	103,927	97,123
	被害金額 (千円)	87,977	82,614

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	ニホンザル ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく有害鳥獣捕獲の実施 ・囲いわな（大型捕獲檻）による捕獲 ・追払い活動の実施 イノシシ ・鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施 ・追払い活動の実施 ツキノワグマ ・山形県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲の実施 ・追払い活動の実施 ハクビシン ・鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施 カラス・スズメ・ムクドリ ・鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施 ・追払い活動の実施	共通課題 ・捕獲体制については鳥獣被害対策実施隊により行われてきたが、高齢化により、地域的に担い手不足が発生している。 ニホンザル ・銃を用いた捕獲方法は、一定の追払い効果を発揮しているものの、個体数調整という観点からは限界がある。 ・ニホンザルは農作物への執着心が強く、継続した追払い活動が必要となり人手がかかる。 イノシシ ・銃・箱わな、くくりわなによる捕獲を実施しているが、警戒心が強く、捕獲実績に結び付くものが少ない。また、被害件数が多く、パトロールに多くの人手がかかる。 ツキノワグマ ・近年では集落近隣での出没も見受けられ、農作業への影響及び人身被害の発生も懸念される。 ハクビシン ・わなによる捕獲を実施しているが、被害件数が多いため、捕獲活動に多くの人手がかかる。 カラス・スズメ・ムクドリ ・対象鳥獣の移動範囲が広範囲であり、被害防止対策が一時的なものになっている。

防護柵の設置等に関する取組	・ 侵入防止柵（電気柵）の設置 ・ 防護ネットの設置	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ ・ 侵入防止柵（電気柵）の設置により一定の効果がみられているが、特にニホンザルについては、群れの分散又は拡大化に対応した広域的な柵等の整備の検討が必要である。 カラス・スズメ・ムクドリ ・ 侵入防止柵を設置しているところはないが、防鳥ネットの活用の推進、電気柵又は複合柵等の侵入防止柵の整備等の検討が必要である。
生息環境管理その他の取組	・ 接近警戒システムの設置 ・ 緩衝帯整備 ・ 放任果樹類の除去等についての指導	・ 年間を通じた集落内監視の構築

（５）今後の取組方針

ニホンザル ・ 侵入防止柵（電気柵・電気金網柵等）の普及拡大 ・ AI認識機能を有するカメラや接近警戒システム等の有効活用 ・ わなの普及拡大 ・ 地域自主防除体制への支援 ・ 追払いパトロールの組織化 ・ 各種広報による啓発と情報提供 ・ 鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施 ・ 隣接群との関係を踏まえた追払いの実施 ・ 生息状況調査、行動域調査の実施及び被害対策への反映 ・ 緩衝帯整備 イノシシ ・ 侵入防止柵（電気柵・電気金網柵等）の普及拡大 ・ AI認識機能を有するカメラや接近警戒システム等の有効活用 ・ 箱わなの普及拡大 ・ 地域自主防除体制への支援 ・ 警戒パトロールの組織化 ・ 各種広報による啓発と情報提供
--

- ・ 鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣の捕獲
- ・ 緩衝帯整備

ニホンジカ

- ・ 侵入防止柵（電気金網柵等）の普及拡大
- ・ A I 認識機能を有するカメラや接近警戒システム等の有効活用
- ・ 地域自主防除体制への支援
- ・ 追払いパトロールの組織化
- ・ 各種広報による啓発と情報提供
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施
- ・ 緩衝帯整備

ツキノワグマ

- ・ 箱わな、侵入防止柵（電気金網柵等）の普及拡大
- ・ A I 認識機能を有するカメラや接近警戒システム等の有効活用
- ・ 地域自主防除体制への支援
- ・ 追払いパトロールの組織化
- ・ 各種広報による啓発と情報提供
- ・ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づく捕獲活動の実施
- ・ 緩衝帯整備

ハクビシン

- ・ 箱わなの普及拡大
- ・ 地域自主防除体制への支援
- ・ 各種広報による啓発と情報提供
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣の捕獲

カラス・スズメ・ムクドリ

- ・ 地域自主防除体制への支援
- ・ 追払いパトロールの組織化
- ・ 各種広報による啓発と情報提供
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣の捕獲

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

東根市猟友会	市内各地域からの依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲を行う。また、本計画に基づき、イノシシ、ツキノワグマなどの大型獣の捕獲に従事する者に対し、ライフル銃の所持を許可する。
--------	---

東根市鳥獣被害対策実施隊	市長の要請により、有害鳥獣の捕獲に当たる。なお、隊員については当該猟友会会員の中から任命する。このうち、主として捕獲に従事することが見込まれ、要件を満たす隊員を対象鳥獣捕獲員とする。また、本計画に基づき、イノシシ、ツキノワグマなどの大型獣の捕獲に従事する者に対し、ライフル銃の所持を許可する。
--------------	--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8 ～ 10年度	ニホンザル	・ 電波発信器を活用した捕獲活動の実施。 ・ わなの普及・拡大による捕獲活動の円滑化を図り農作物等の被害者を中心として捕獲体制の強化や担い手の確保を図る。 ・ 狩猟免許取得志向者への支援拡充による捕獲担い手の確保及び捕獲技術向上のための研修会の実施。
令和8 ～ 10年度	イノシシ	・ 銃による捕獲活動の実施。 ・ 箱わな、くくりわなを活用した捕獲活動の実施。 ・ 箱わな、くくりわなの普及・拡大による捕獲活動の円滑化を図り、農作物等の被害者を中心として捕獲体制の強化担い手の確保を図る。 ・ わな猟免許取得志向者への支援拡充による捕獲担い手の確保及び捕獲技術向上のための研修会の実施。
令和8 ～ 10年度	ニホンジカ	・ 銃による捕獲活動の実施。 ・ 箱わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ 箱わなの普及・拡大による捕獲活動の円滑化を図り、農作物等の被害者を中心として捕獲体制の強化担い手の確保を図る。 ・ わな猟免許取得志向者への支援拡充による捕獲担い手の確保及び捕獲技術向上のための研修会の実施。
令和8 ～ 10年度	ツキノワグマ	・ 箱わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ 箱わな、侵入防止柵の普及・拡大による捕獲活動の円滑化を図り農作物等の被害者を中心として捕獲体制の強化や担い手の確保を図る。 ・ わな猟免許取得志向者への支援拡充による捕獲担い手の確保及び捕獲技術向上のための研修会の実施。

		実施。
令和 8 ～ 10 年度	ハクビシ ン	・ 箱わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ 箱わなの普及・拡大による捕獲活動の円滑化を図り農作物等の被害者を中心として捕獲体制の強化や担い手の確保を図る。 ・ わな猟免許取得志向者への支援拡充による捕獲担い手の確保及び捕獲技術向上のための研修会の実施。
令和 8 ～ 10 年度	カラス スズメ ムクドリ	・ 銃による捕獲活動の実施。 ・ 鳥払い爆音機等を活用した、音による追払い活動の実施。 ・ 防鳥ネットを活用した恒常的な被害防止。 ・ 狩猟免許取得志向者への支援拡充による捕獲担い手の確保及び捕獲技術向上のための研修会の実施。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
1. ニホンザル 県鳥獣保護管理事業計画及び県ニホンザル管理計画に基づき、捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じ生息数の推定を行い、地域的な被害状況及び捕獲実施区域の現状を考慮したうえで捕獲計画数を設定する。 2. イノシシ 県鳥獣保護管理事業計画及び県イノシシ管理計画に基づき、有害鳥獣捕獲の許可申請数、実績数、農作物被害状況、令和 8 年度から 9 年度に実施予定の山形県指定管理鳥獣（イノシシ）捕獲等事業による捕獲状況及び今後の捕獲強化等を考慮したうえで捕獲計画数を設定する。 3. ニホンジカ 県鳥獣保護管理事業計画及び県ニホンジカ管理計画に基づき、被害状況に応じた捕獲計画数を設定する。 4. ツキノワグマ 県鳥獣保護管理事業計画及び県ツキノワグマ管理計画に基づき、被害状況に応じた捕獲計画数を設定する。

5. ハクビシン

県鳥獣保護管理事業計画に基づき、有害鳥獣捕獲の許可申請数、実績数、農作物被害状況及び今後の捕獲強化等を考慮したうえで捕獲計画数を設定する。

6. カラス・スズメ・ムクドリ

県鳥獣保護管理事業計画に基づき、有害鳥獣捕獲の許可申請数、実績数、農作物被害状況及び今後の捕獲強化等を考慮したうえで捕獲計画数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	50 頭	50 頭	50 頭
イノシシ	300 頭	300 頭	400 頭
ニホンジカ	20 頭	20 頭	20 頭
ツキノワグマ	被害の発生状況に応じて、県ツキノワグマ管理計画に基づき適切な捕獲活動を行う。		
ハクビシン	10 頭	10 頭	10 頭
カラス	800 羽	800 羽	800 羽
スズメ	800 羽	800 羽	800 羽
ムクドリ	1,200 羽	1,200 羽	1,200 羽

捕獲等の取組内容
・ 捕獲は東根市東根、東郷、高崎地内を主とする。 ・ 銃・箱わな・くくりわな等の効果的な捕獲方法を励行しながら、捕獲体制を整備する。 なお、わなの使用については、錯誤捕獲が無いよう、十分留意する。 ・ 猟友会等の体制強化を図るため総合対策事業を積極的に活用し、安全で効果的なわなの導入を促進する。また、わな免許等狩猟免許の取得を推進するなど、新たな被害対策の担い手を育成する。 ・ 専門家からの指導・助言のもとに適切な捕獲活動に取り組む。 ・ 捕獲の時期については年間を通して実施し、対象鳥獣に応じた適切な捕獲に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・ イノシシ、ツキノワグマなどの大型獣の捕獲活動等のため、ライフル銃を使用する。 ・ ライフル銃による捕獲は、東根市東根、東郷、高崎地内を主とする。 ・ 捕獲時期は、イノシシについては通年、ツキノワグマについては、4月～5月中旬までのうち、30日間とする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
山形県東根市内	ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ハクビシン

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル・ニホンジカ	電気金網柵 0m	電気金網柵 (国) 2,000m	電気金網柵 (国) 2,000m
イノシシ	電気柵 (県) 2,000 電気柵 (市) 4,000m	電気柵 (県) 2,000 電気柵 (市) 4,000m	電気柵 (県) 2,000 m 電気柵 (市) 4,000m

カラス スズメ ムクドリ	防鳥ネットの活用を推進する。
ツキノワグマ	電気柵又は電気金網柵等の侵入防止柵の整備を検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～10年度
ニホンザル	電波発信器及び接近警戒システム等の活用による効率的な追払い活動の実施。効果的な追払い用花火の導入を行い、被害者自らが自衛する体制の意識高揚を図る。 周辺のこまめな除草や電線のたるみ等がないかの継続した確認作業を実施。
イノシシ	周辺のこまめな除草や電線のたるみ等がないかの継続した確認作業を実施。 破損や劣化によりイノシシの進入路が生じていないか定期的に確認し、適宜修繕を行う。
カラス スズメ ムクドリ	果樹の収穫期における適切な管理を行い、必要に応じ補修・修繕を行うなど、防鳥ネットの効果を最大限維持する。また、鳥払い爆音機等の活用による恒常的な被害防止活動を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8 ～ 10年度	ニホンザル	バッファゾーン（緩衝帯）の整備・管理等被害防止活動を総合的に実施し、サルを本来の生息域へ誘導することで人との棲み分けを図る。
令和8 ～ 10年度	イノシシ	バッファゾーン（緩衝帯）の整備・管理等被害防止活動を検討する。また、侵入防止柵等も活用し、地域が一体となる協力体制の整備を推進する。
令和8 ～ 10年度	ニホンジカ	地域が一体となる協力体制の整備を推進する。

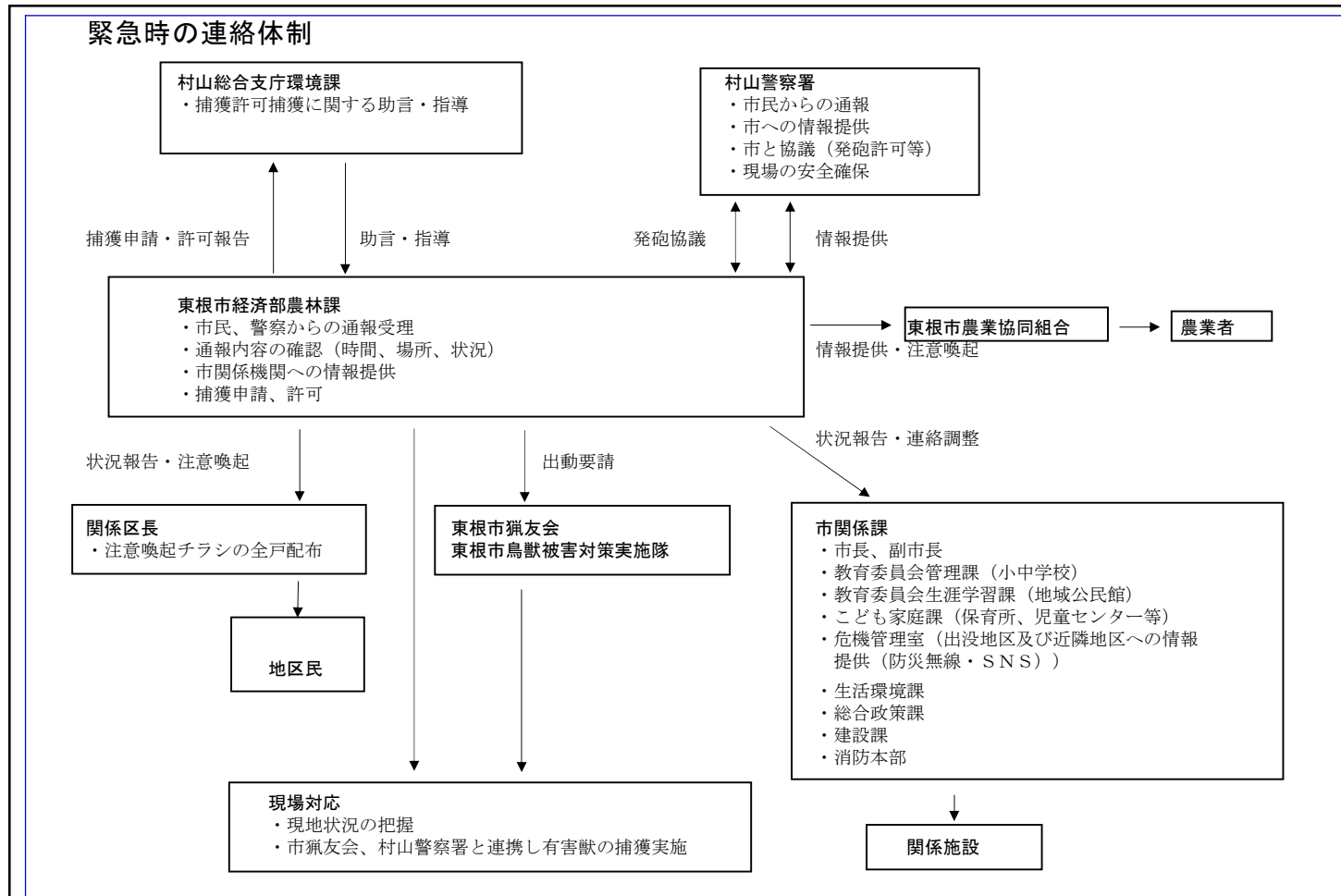
令和8 ～ 10年度	ツキノワ グマ	バッファゾーン（緩衝帯）の整備・管理等被害防止活動を検討する。また、集落付近での出没が確認された場合は、速やかに周囲への警戒を呼び掛け、人畜への被害を最小限に抑える。
令和8 ～ 10年度	ハクビシ ン	地域が一体となる協力体制の整備を推進する。
令和8 ～ 10年度	カラス スズメ ムクドリ	地域が一体となる協力体制の整備を推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（1）関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東根市	・ 情報収集、関係課、関係部署等への連絡調整 ・ 有害鳥獣捕獲等の許可、周辺住民への注意喚起
村山総合支庁環境課	・ 有害鳥獣捕獲等の許可 ・ 有害鳥獣捕獲に関する助言、指導
村山警察署	・ 銃刀法に基づく安全管理指導、助言 ・ 現場の安全確保及び情報提供
東根市猟友会（東根市鳥獣被害対策実施隊）	・ 有害鳥獣捕獲活動の実施、意見提言
関係区長・公民館	・ 注意喚起チラシの全戸配布 ・ 地域への注意喚起等
東根市農業協同組合	・ 近隣農業者への注意喚起等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却及び埋設による適正な処分

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	東根市猿被害対策連絡協議会
構成機関の名称	役割
高崎地区猿被害対策協議会	被害防止対策の普及・推進
東郷地区猿被害対策協議会	被害防止対策の普及・推進
東根地区猿被害対策協議会	被害防止対策の普及・推進
東根市猟友会	生息状況調査による有害鳥獣捕獲
東根市鳥獣被害対策実施隊	生息状況調査による有害鳥獣捕獲
山形県北村山農業技術普及課	被害防止対策の普及・推進
東根市	被害防止対策の普及・推進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山形の野生動物を考える会	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等。
村山地域鳥獣被害対策連絡会議 (山形県村山総合支庁管内)	管内各地域の被害状況を踏まえ、総合的な被害対策について協議。さらに情報交換等により連携強化を図る。
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会(宮城・福島・山形の広域連携)	広域的な被害地域ネットワークの充実化により、さらに効率かつ効果的な事業実施(国庫事業の活用等)を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

・東根市鳥獣被害対策実施隊数57名(令和8年3月現在)。 ・定期的に一斉パトロール、追払い活動等を実施することで、捕獲及び追払い活動の組織体制強化を図る。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現行の捕獲体制に加え、農作物等の被害者を中心として捕獲体制の強化・担い手の確保を図る。また、わな免許等狩猟免許の取得を推進するなど、新たな被害対策の担い手を育成する。
ニホンザルに対しテレメトリー発信器の装着を計画的に行い、位置情報取得による追払い体制の強化を図る。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—